香川県後期高齢者医療の概況 [令和3年度分]

令 和 4 年 10 月

香川県後期高齢者医療広域連合

		目	次																		頁	
1	被	保険者の状況																				
	(1)	被保険者数の状況																	•	•	1	
	(2)	年齢別被保険者数									•	•	•					•	•		2	
	(3)	市町別被保険者数				•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	
	(4)	所得区分別被保険	者数	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	(5)	被保険者数の異動の	の状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
2	医	寮費・保険給付の 状	況																			
	(1)	医療費の概要・・	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	(2)	市町別1人当たり	医療	費		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	,
	(3)	疾病別受診及び医療	寮費	の)	伏沙	己•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	
	(4)	葬祭費給付の状況	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11	L
3	保	険料の状況																				
	(1)	保険料率の推移・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12	2
	(2)	保険料の調定・収済	納状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12	2
	(3)	保険料の軽減・・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	1
	(4)	保険料の減免・・	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14	1
4	保任	建事業の状況																				
	(1)	健康診査事業・・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15	5
	(2)	歯科健康診査事業		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17	7
	(3)	長寿・健康増進事	業•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17	7
	(4)	生活習慣病重症化	予防	事	業·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18	3
	(5)	服薬指導事業・・	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19)
5	医	寮費適正化事業の 状	沈																			
		医療費通知の送付					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20	
		レセプト点検・・					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20	
	. ,	ジェネリック医薬			, _																21	
		重複・頻回受診者																			22	
	(5)	医療機関の適正受	診等	に	関す	トる	周	知	啓	発	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	22	2
6		齢者の保健事業と介			jの	一 f	本台	勺手	ミ 旅	<u>ii</u> O)壮	犬沙	2									
	` ′	取組市町・・・・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		23
	. ,	ハイリスクアプロ・																				23
	(3)	ポピュレーション	アプ	口、	一ラ	トの	取	組	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	23
7	事	業目標																				
	(1)	事業目標・・・・		•			•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	2	24

1 被保険者の状況

(1)被保険者数の状況

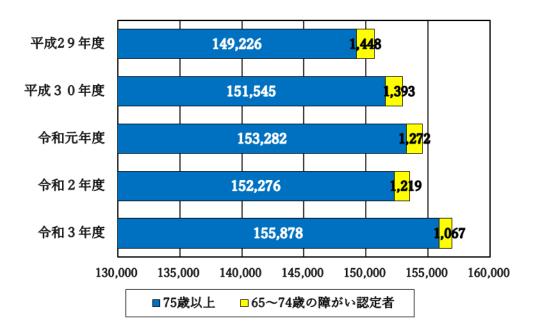
本広域連合の令和3年度の被保険者数は156,945人であり、前年度に比べ3,450人(2.2%)増加し、香川県人口の16.6%となっています。

【図表1-1 被保険者数】

				再	掲			地但吟土
年 度	被保険	者数	75 歳以上		65 歳〜 障がい		香川県 人口	被保険者 の香川県 人口比
	(人) A	対前年度 比(%)	(人) (%) (人) (%) B B/A C C/A		(人)	(%)		
平成 29 年度	150,674	1.3	149,226	99.0	1,448	1.0	967,504	15.6
平成 30 年度	152,938	1.5	151,545	99.0	1,393	1.0	962,054	15.9
令和元年度	154,554	1.0	153,282	99.2	1,272	0.8	956,630	16.2
令和2年度	153,495	△0.7	152,276	99.2	1,219	0.8	950,286	16.2
令和3年度	156,945	2.2	155,878	99.3	1,067	0.7	944,752	16.6

- 注1)被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))
- 注2) 香川県人口は、各年度の4月1日現在のものです。(出典: 香川県政策部統計調査課「香川県人口移動調査報告」)

【図表1-2 被保険者数の推移】



(2) 年齢別被保険者数

65歳以上74歳以下の被保険者(74歳までは、一定の障がいがある方で後期高齢者医療制度に加入を希望する方)は減少傾向にあります。それ以外の年齢における被保険者は小幅な増減を繰り返していますが、おおむね増加傾向にあります。

【図表1-3 年齢別被保険者数】

(単位:人)

年 度	65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79 歳	80~ 84 歳	85~ 89 歳	90~ 94 歳	95~ 99 歳	100 歳 以上	計
平成 29 年度	547	901	51,207	44,391	32,341	15,899	4,578	810	150,674
平成 30 年度	427	966	53,708	42,900	32,362	16,801	4,947	827	152,938
令和元年度	364	908	54,796	42,491	32,600	17,380	5,153	862	154,554
令和2年度	283	936	52,279	42,445	33,281	17,863	5,433	975	153,495
令和3年度	219	848	53,549	43,963	33,284	18,213	5,846	1,023	156,945

- 注)被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))
 - (3) 市町別被保険者数

【図表1-4 市町別被保険者数】

それぞれの市町における被保険者数と各市町人口との比率を示しています。

(単位:人)

	亚代20年度	平成30年度	公和二年	△和0年度	令和3年	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	被保険者	比 率
高松市	56,118	57,524	58,465	58,565	60,399	14.53%
丸亀市	14,724	15,009	15,399	15,370	15,805	14.46%
坂出市	9,339	9,448	9,455	9,389	9,535	18.97%
善通寺市	4,977	5,006	5,041	4,975	5,129	16.36%
観音寺市	10,405	10,476	10,469	10,318	10,499	18.35%
さぬき市	9,176	9,284	9,375	9,322	9,443	20.27%
東かがわ市	6,963	7,064	7,100	6,969	7,052	25.26%
三豊市	12,328	12,384	12,374	12,170	12,298	20.05%
土庄町	2,999	3,007	3,010	2,948	3,006	23.83%
小豆島町	3,389	3,385	3,386	3,261	3,292	24.01%
三木町	4,293	4,346	4,392	4,319	4,386	16.40%
直島町	595	611	597	581	590	19.05%
宇多津町	1,823	1,875	1,911	1,938	1,974	10.54%
綾川町	4,243	4,237	4,244	4,207	4,287	18.95%
琴平町	1,936	1,914	1,929	1,874	1,915	22.92%
多度津町	3,684	3,712	3,780	3,770	3,824	17.30%
まんのう町	3,682	3,656	3,627	3,519	3,511	20.42%
計	150,674	152,938	154,554	153,495	156,945	16.61%

注) 被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。(出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報))

(4) 所得区分別被保険者数

被保険者の所得区分別の割合は、区分Ⅱの割合が、増加傾向となっています。

【図表1-5 所得区分別被保険者】

(単位:人)

年 度	被保険者数	現役並み				現役並み所	行得者以外		
		所得者	現役 I	現役Ⅱ	現役Ⅲ		一般所得者	区分 I	区分Ⅱ
	(100.0%)	(5.6%)				(94.4%)			
平成 29 年度	150,674	8,474				142,200	78,744	23,193	40,263
						[100.0%]	[55.4%]	[16.3%]	[28.3%]
	(100.0%)	(5.8%)				(94.2%)			
平成 30 年度	152,938	8,887	5,839	1,516	1,532	144,051	79,512	22,881	41,658
			[65.7%]	[17.1%]	[17.2%]	[100.0%]	[55.2%]	[15.9%]	[28.9%]
	(100.0%)	(5.6%)				(94.4%)			
令和元年度	154,554	8,706	5,745	1,530	1,431	145,848	80,148	22,371	43,329
			[66.0%]	[17.6%]	[16.4%]	[100.0%]	[55.0%]	[15.3%]	[29.7%]
	(100.0%)	(5.6%)				(94.4%)			
令和2年度	153,495	8,520	5,608	1,483	1,429	144,975	79,110	21,777	44,088
			[65.8%]	[17.4%]	[16.8%]	[100.0%]	[54.6%]	[15.0%]	[30.4%]
	(100.0%)	(5.8%)				(94.2%)			
令和3年度	156,945	9,033	6,080	1,491	1,462	147,912	80,686	21,211	46,015
			[67.3%]	[16.5%]	[16.2%]	[100.0%]	[54.6%]	[14.3%]	[31.1%]

注)被保険者数は、各年度の3月31日現在のものです。

◆出典:香川県後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報) ※平成30年8月からは制度の見直しにより、現役並み所得者の区分が細分化されました。

【図表1-6 所得区分について】

後期高齢者医療制度では、所得区分に応じて医療費に係る自己負担の割合などに違いがあります。 平成30年度からは、制度の見直しにより、現役並み所得者の区分が細分化されました。

所	得	区	分	自己負担 の割合	判定	基準						
		↓所得 [‡] 役 I			住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被 保険者本人および同一世帯に属する被保険者	下記の条件に該当する方は、認定されますと「一般所得者」区分となります。 (1)世帯に被保険者が1人で、被保険者の収入						
		↓所得 [‡] 役 II		3 割	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被 保険者本人および同一世帯に属する被保険者	額が383万円未満 (2)世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の 収入合計額が520万円未満 (3)世帯に被保険者が1人で、収入が383万円						
		x所得 [:] 役 Ⅲ			住民税課税所得が690万円以上の被保険者本人お よび同一世帯に属する被保険者	以上であるが、同じ世帯に70歳~74歳の方かる場合、その方を含めた収入合計額が520万未満						
_	般	所 得	者		(1) 現役並みの所得者、区分 I、区分 II のどれにも記(2) 住民税課税所得が145万円以上で、下記①②の保険者 ①昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者 ② ①の方を含む世帯の全被保険者の基礎控除後	両方に該当する被保険者および同じ世帯の被						
低 (得 者 分 I	I)	1 割	(1) 世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円になる方(年金所得は控除額を80万F して計算) (2)または老齢福祉年金受給者							
低 (所区	得 者 分 Ⅱ]]		世帯の全員が住民税非課税で、区分Iに該当しない方							

(5)被保険者数の異動の状況

令和3年度は、年齢到達や転入等による増加が、死亡や転出等による減少を上回ったため、 3,552人の増加となっています。年齢到達による加入者数の増加が、主な要因と考えられます。

【図表1-7 年度別、異動事由別被保険者の増減状況】

(単位:人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	転入	323	323	347	295	290
	生活保護廃止	79	93	83	101	97
増加	年齢到達	11,398	11,553	10,937	8,338	13,413
	その他	234	259	233	235	186
	計	12,034	12,228	11,600	8,969	13,986
	転出	353	396	345	315	318
	生活保護開始	67	97	84	102	146
減少	死亡	9,452	9,283	9,389	9,463	9,882
	その他	100	102	77	91	88
	計	9,972	9,878	9,895	9,971	10,434
	転出入	▲ 30	▲ 73	2	▲ 20	▲ 28
	生活保護との 異動	12	A 4	1	1	▲ 49
増減 差	年齢到達-死 亡	1,946	2,270	1,548	▲ 1,125	3,531
	その他	134	157	156	144	98
	計	2,062	2,350	1,705	▲ 1,002	3,552

注)障害認定による増減は、「増加」及び「減少」の「その他」に含まれます。

2 医療費・保険給付の状況

(1) 医療費の概要

全国の医療費は、令和元年度までは、ほぼ毎年伸びている状況でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、令和2年度においては、令和元年度と比較して、2.9%減となりました。令和3年度においては、16兆9, 436億円となり、令和2年度と比較して、2.3%増、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度と比較すると、0.7%減となっています。

香川県における医療費も、全国の傾向と同様に、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度と比較し、2.8%増の約1,519億円となっており、また令和元年度と比較すると0.6%減となり、新型コロナウイルス感染拡大前とほぼ同じ状況に戻りつつあります。

また、香川県の1人あたりの医療費は、全国順位で16位と、全国平均よりも高い水準で推移 しています。

【図表2-1 年度別医療費の推移】

		香	川県			全 国						
年度	医療費		1人当たり	医療費		医療費		1人当たり医	1人当たり医療費			
	(千円)	対前年 度比 (%)	(円)	対前年 度比 (%)	全国順位	(千円)	対前年 度比 (%)	(円)	対前年 度比 (%)			
平成 29 年度	145,876,206	3.8	976,225	1.9	17	16,022,891,662	4.2	944,561	1.1			
平成 30 年度	148,007,621	1.5	978,290	0.2	18	16,424,644,026	2.5	943,082	▲ 0.2			
令和元年度	152,781,789	3.2	993,832	1.6	17	17,056,214,771	3.9	954,369	1.2			
令和2年度	147,750,106	▲ 3.3	957,948	▲ 3.6	16	16,568,085,126	▲ 2.9	917,124	▲ 3.9			
令和3年度	151,929,101	2.8	985,906	2.9	16	16,943,652,000	2.3	931,606	1.6			

注1) 医療費の合計は、3月から翌年2月までの一年間の集計です。

注2) 全国値及び全国順位(令和3年度)は、国保中央会公表の速報値を記載しています。

香川県における後期高齢者医療の医療費内訳は、以下のとおりです。

【図表2-2 年度別診療種別医療費】

年度	医療費計		診療費		調剤			
		対前年度比		対前年度比		対前年度比		
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)		
平成29年度	145,876,206	3.8	114,906,807	3.8	25,247,151	4.3		
平成30年度	148,007,621	1.5	117,377,484	2.2	24,658,920	▲ 2.3		
令和元年度	152,781,789	3.2	121,145,434	3.2	25,387,019	3.0		
令和2年度	147,750,106	▲ 3.3	117,037,809	▲3.4	24,693,929	▲ 2.7		
令和3年度	151,929,101	2.8	121,146,803	3.5	24,571,264	▲ 0.5		

年度	食事·生活療養		訪問看護		療養費等			
	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)	(千円)	対前年度比 (%)		
平成29年度	3,785,262	1.2	773,284	23.3	1,163,702	▲ 2.5		
平成30年度	3,827,561	1.1	997,892	29.1	1,145,764	▲ 1.5		
令和元年度	3,915,352	2.3	1,170,546	17.3	1,163,438	1.5		
令和2年度	3,741,377	▲ 4.4	1,282,612	9.6	994,379	▲ 14.5		
令和3年度	3,740,179	0.0	1,474,412	15.0	996,443	0.2		

注1)「医療費」は、次により算出しています。

医療費=診療費+調剤+食事・生活療養費+訪問看護+療養費等

- 注2) 用語の定義は次のとおりです。
 - ア. 療養費等:【図表2-4】を参照してください。
 - イ. 診療費:保健医療機関等(保険薬局等を除きます。)において医療を受けた場合に支払われる費用です。
 - ウ. 調剤:保険薬局において薬剤の支給を受けた場合に支払われる費用です。
 - エ. 食事・生活療養費:入院中の食事・居住費です。
 - オ. 訪問看護:自宅で療養している被保険者が、主治医の指示に基づいて訪問看護師から必要な 看護を受けた場合に支給する費用です。

【図表2-3 年度別診療費の内訳】

年度	診療費計		医科				歯科		
	(千円)	対前年 度比 (%)	入院 (千円)	対前年 度比 (%)	入院外 (千円)	対前年 度比 (%)	(千円)	対前年 度比 (%)	
平成29年度	114,906,807	3.8	66,328,421	4.8	43,233,822	2.1	5,344,564	4.6	
平成30年度	117,377,484	2.2	68,023,175	2.6	43,701,377	1.1	5,652,932	5.8	
令和元年度	121,145,434	3.2	70,716,721	4.0	44,504,226	1.8	5,924,487	4.8	
令和2年度	117,037,809	▲ 3.4	68,430,608	▲ 3.2	43,030,174	▲ 3.3	5,577,027	▲ 5.9	
令和3年度	121,146,803	3.5	70,342,458	2.8	44,799,777	4.1	6,004,568	7.7	

注1)「診療費」は、次により算出しています。

診療費=医科入院+医科入院外+歯科

【図表2-4 年度別療養費等の内訳】

年度	療養費等	計	一般診療		補装具		柔道整復	師の施術
		対前 年度 比(%)		対前 年度 比(%)		対前 年度 比(%)		対前 年度 比(%)
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
平成29年度	1,163,702	▲ 2.5	2,243	438.9	177,041	3.4	463,488	▲ 12.7
平成30年度	1,145,764	▲ 1.5	510	▲ 77.3	176,124	▲ 0.5	427,864	▲ 7.7
令和元年度	1,163,438	1.5	572	12.2	176,336	0.1	417,622	▲ 2.4
令和2年度	994,379	▲ 14.5	704	23.1	169,091	▲ 4.1	362,235	▲ 13.3
令和3年度	996,443	0.2	354	▲ 49.7	170,221	0.7	328,104	▲ 9.4

年度	あんま・マッサ	トージ	はり・きゅう)	その他		移送費		
		対前		対前		対前		対前	
		年度		年度		年度		年度	
		比(%)		比(%)		比(%)		比(%)	
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)		
平成29年度	309,309	1.1	209,772	13.6	1,671	2781.0	178	▲ 27.1	
平成30年度	337,691	9.2	202,715	▲ 3.4	769	▲ 54.0	91	▲ 48.9	
令和元年度	347,850	3.0	219,786	8.4	1,187	54.4	85	▲ 6.6	
令和2年度	249,379	▲ 28.3	212,751	▲ 3.2	0	▲100.0	219	157.7	
令和3年度	271,656	8.9	225,766	6.1	268	_	74	▲ 66.2	

注1)「療養費」及び「療養費等」は、次により算出しています。

療 養 費=一般診療+補装具+柔道整復師の施術+あんま・マッサージ+はり・きゅう+その他 療 養 費 等 = 療養費+移送費

- 注2) 用語の定義は、次のとおりです。
 - ア. その他:標準負担額差額、海外療養費です。
 - イ. 移送費:疾病又は負傷で移動が困難な被保険者が、医師の指導により緊急的な必要があって移送されたときなどに支給する費用です。

(2) 市町別1人当たり医療費

香川県における後期高齢者の1人当たり医療費は、令和3年度が985,906円で、全国平均よりも約5万4千円高い水準となっています。

【図表2-5 市町別の1人当たり医療費】

	平 成	平 成	令 和	令 和		令和3年度	:
市町名等	29 年度 (円)	30 年度 (円)	元年度 (円)	2年度 (円)	A/B (円)	医療費 A (百万円)	被保険者数B (人)
全国計	944,561	943,082	954,369	917,124	931,606	16,943,652	18,187,568
香川県計	976,225	978,290	993,832	957,948	985,906	151,929	154,101
高松市	982,794	990,387	1,014,879	968,696	1,007,007	59,400	58,983
丸亀市	996,106	1,007,952	1,001,718	977,579	970,237	14,995	15,455
坂出市	1,037,420	1,008,303	1,027,784	976,107	1,009,070	9,490	9,405
善通寺市	943,896	946,286	949,664	916,358	957,092	4,805	5,020
観音寺市	1,043,539	1,050,750	1,092,659	1,037,988	1,062,114	10,980	10,338
さぬき市	946,429	970,529	982,519	942,683	981,034	9,149	9,326
東かがわ市	926,151	916,999	907,591	872,125	882,116	6,156	6,979
三豊市	959,393	965,737	952,332	922,595	987,865	12,003	12,150
土庄町	783,583	811,429	787,986	800,595	842,832	2,496	2,961
小豆島町	830,509	798,917	831,876	808,436	795,183	2,591	3,258
三木町	985,765	957,940	986,214	965,507	991,054	4,283	4,322
直島町	780,783	987,969	1,043,152	1,000,941	873,388	510	584
宇多津町	1,038,845	987,595	927,626	952,671	1,010,695	1,964	1,943
綾川町	940,780	944,228	955,676	936,131	985,738	4,165	4,225
琴平町	1,040,215	1,039,328	1,065,303	1,107,125	1,049,666	1,972	1,879
多度津町	924,564	892,983	934,943	923,902	895,240	3,375	3,770
まんのう町	1,060,783	1,023,281	1,074,969	1,045,940	1,026,271	3,595	3,503

注1) 市町別の医療費は、3月から2月までの一年間で集計し、被保険者数は、令和3年3月から令和4年2月までの一年間の平均値です。

注2) 医療費Aは、100万円未満を四捨五入して表記しています。

(3)疾病別受診及び医療費の状況

香川県の後期高齢者の疾病別受診状況は、「高血圧(虚血性心疾患を含む)」、「歯の疾患」、「筋骨系及び結合組織の疾患」が上位3位を占め、過去5年間の罹患状況に大きな変化はありません。 医療費は、「新生物」、「その他の損傷及びその他の外因の影響」、「高血圧(虚血性心疾患を含む)」が上位3位を占め、3疾病で全体の3割を占めています。

【図表2-6 疾病別受診の状況】

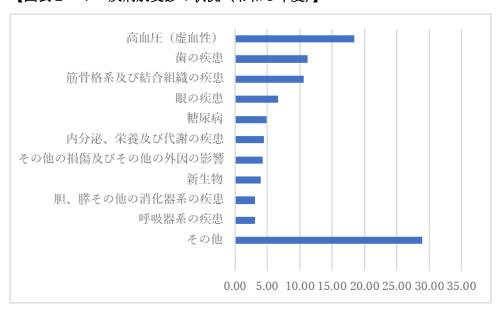
疾病名	平成 29 年度 (%)	順位	平成 30 年度 (%)	順位	令和元 年度(%)	順位	令和 2 年度 (%)	順位	令和 3 年度 (%)	順位
高血圧 (虚血性心疾患を含む)	18.80	1	18. 43	1	18. 20	1	19. 34	1	18. 49	1
筋骨格系及び結合組織の疾患	11.06	2	11.00	2	10.78	3	11.05	2	10.66	3
歯の疾患	10. 13	3	10. 52	3	11. 10	2	10.96	3	11. 27	2
眼の疾患	7. 19	4	7. 15	4	7. 12	4	7. 18	4	6.68	4
糖尿病	4.81	5	4. 79	5	4. 76	5	5.06	5	4. 91	5
内分泌、栄養及び代謝の疾患	3.66	9	3. 67	9	3.64	9	4. 59	6	4. 52	6
その他の損傷及びその他の 外因の影響	4. 26	6	4. 30	6	4. 26	6	4. 37	7	4. 32	7
新生物	4. 12	7	4. 16	7	4. 23	7	4. 08	8	4.01	8
呼吸器系の疾患	3.76	8	3.80	8	3.90	8	3. 29	9	3. 08	10
その他の循環器系の疾患	3. 10	10	2.97	10			3.08	10		
胆、膵その他の消化器系の疾患					3. 11	10			3. 13	9
その他	29. 11		29. 21		28. 90		27.00		28. 93	

受診者総合計(人) 941,075 899,699 990,688 910,737 956,521

出典:香川県国民健康保険団体連合会「市町別年齢別疾病状況表(B表)」

(注)各年度とも5月、8月、11月、2月診療分の実績をサンプルとして抽出し、分析したものです。ただし、 平成30年度、令和元~3年度の疾病割合(%)のみ、3月診療分から翌2月診療分の結果をもと に算出しています。

【図表2-7 疾病別受診の状況(令和3年度)】



単位:%

【図表2-8 疾病別医療費の状況】

疾病名	平成 29 年度 (%)	順位	平成 30 年度(%)	順位	令和元 年度(%)	順位	令和 2 年度(%)	順位	令和3 年度(%)	順位
新生物	10. 19	2	9.56	2	11. 10	1	11. 56	1	11. 16	1
その他の損傷及びその 他の外因の影響	10. 11	3	9. 37	3	9.83	2	10. 49	2	10.08	2
高血圧(虚血性心疾 患を含む)	10.61	1	11. 12	1	9. 74	3	9. 67	3	9. 20	3
筋骨格系及び結合 組織の疾患	8. 56	4	8. 31	4	8. 59	4	8. 72	4	8. 12	4
その他の循環器系 の疾患	6. 32	6	6.02	7	6. 68	5	7. 25	5	7. 46	5
脳血管疾患	6. 43	5	6.75	5	6. 12	6	6. 37	6	6.00	6
呼吸器系の疾患	5. 99	7	6. 20	6	5. 76	7	5. 30	7	4.88	7
腎炎及びネフローゼ	5.06	8	5.04	8	4.89	8	5. 26	8	4. 75	8
歯の疾患	3. 92	9	3.73	10	4. 13	9	4. 17	9	4. 20	9
糖尿病	3. 89	10	4.07	9	3.82	10				
精神及び行動の障害							4.01	10		
胆、膀その他の消化器 系の疾患									3.83	10
その他	28. 92		29.83		29. 34		27. 20		30. 32	

総医療費合計(円) 39,233,821,787 37,631,419,828 37,863,453,884 39,714,726,933 42,172,415,543

出典:香川県国民健康保険団体連合会「市町別年齢別疾病状況表(B表)」

(注)各年度とも5月、8月、11月、2月診療分の実績をサンプルとして抽出し、分析したものです。ただし、 平成30年度、令和元~3年度の疾病割合(%)のみ、3月診療分から翌2月診療分の結果をもとに算出しています。

【図表2-9 疾病別医療費の状況(令和3年度)】



単位:% ※図表2-8をもとに作成

(4) 葬祭費給付の状況

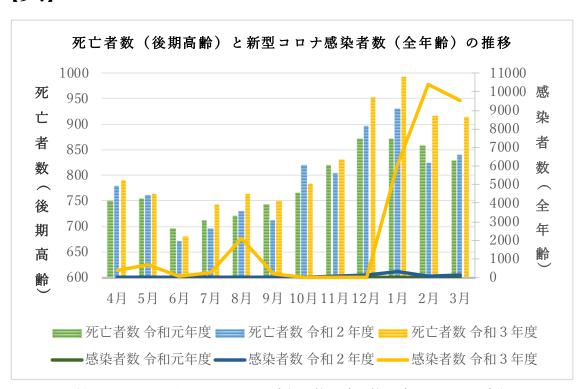
葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、遺族の方に1件につき一定額を支給しています(後期 高齢者医療制度開始時から平成29年度までは5万円、30年度以降は3万円)。

令和3年度は、件数で9,408件、総支給金額は2億8,224万円となっており、制度開始時の平成20年度より件数は3,070件増加しましたが、金額は支給単価の見直しに伴い、3,466万円少なくなっています。

【図表2-10 葬祭費の推移】

	支給件数(件)	総支給金額(円)
平成20年度	6,338	316,900,000
	\downarrow	
平成29年度	8,962	448,100,000
平成30年度	8,932	291,460,000
令和元年度	8,980	269,820,000
令和2年度	9,080	272,440,000
令和3年度	9,408	282,240,000

【参考】



※因果関係は明らかではありませんが、流行の第5波・第6波といわれた時期の 死亡者数が、それまでの年度より多くなる傾向が伺えました。

3 保険料の状況

(1) 保険料率の推移

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直すこととされております。

【図表3-1 保険料率の推移】

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	H20・21 年度	H22・23 年度	H24・25 年度	H26・27 年度	H28・29 年度	H30・31 年度
均等割(円)	47, 700	47, 200	47, 200	47, 200	47, 300	47, 300
所得割率(%)	8. 98	8. 81	8.81	8.81	9. 26	9. 26

	第7期
	R2・3 年度
均等割(円)	49, 800
所得割率(%)	9. 78

(2)保険料の調定・収納状況

令和3年度の保険料調定額は、約114億2,742万円で、前年度に比べ約1億5,211万円 (1.35%)増加し、収納額は、約113億7,683万円で、前年度に比べ約1億4,866万円 (1.32%)増加しました。

現年度分保険料の収納率は、前年度に比べ0.03ポイント減少し、99.55%となりました。過年度分保険料(滞納繰越分)の収納率は、前年度に比べ7.83ポイント%減少し、41.29%となりました。

保険料の調定及び収納額の増加の要因としては、均等割額の軽減特例措置が廃止されたことによるものと考えられます。

【図表3-2 年度別保険料収納状況:現年賦課分】

	調定額(円)			収納額(円)		
年 度		対前年度			対前年度	
		差額(円)	比率 (%)		差額(円)	比率 (%)
平成29年度	9,680,211,800	419,980,000	4.54	9,630,571,128	423,200,671	4.60
平成30年度	10,080,667,600	400,455,800	4.14	10,033,371,170	402,800,042	4.18
令和元年度	10,452,359,500	371,691,900	3.69	10,397,233,757	363,862,587	3.63
令和2年度	11,275,313,600	822,954,100	7.87	11,228,168,990	830,935,233	7.99
令和3年度	11,427,423,700	152,110,100	1.35	11,376,834,800	148,665,810	1.32

【図表3-3 市町別保険料収納率】

(単位:%)

	T		<u> </u>			(単位:%)
市町名等	区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
香川県	現年度分	99.48	99.53	99.47	99.58	99.55
百川木	過年度分	48.94	47.27	40.95	49.12	41.29
古扒士	現年度分	99.33	99.42	99.28	99.44	99.38
高松市	過年度分	43.61	46.90	38.91	46.87	38.22
力 角 士	現年度分	99.42	99.48	99.38	99.58	99.58
丸亀市	過年度分	55.27	38.88	42.79	63.27	60.37
七山十	現年度分	99.72	99.74	99.67	99.53	99.60
坂出市	過年度分	58.48	36.55	31.50	59.28	50.45
美泽丰丰	現年度分	99.86	99.88	99.86	99.90	99.91
善通寺市	過年度分	89.22	93.73	95.64	95.75	96.31
知文土士	現年度分	99.65	99.52	99.52	99.71	99.60
観音寺市	過年度分	66.49	31.78	24.83	28.92	24.17
ナルナナ	現年度分	99.52	99.61	99.60	99.78	99.74
さぬき市	過年度分	59.75	64.53	58.42	71.55	39.02
本2.232 十	現年度分	99.80	99.65	99.82	99.76	99.68
東かがわ市	過年度分	55.11	71.33	79.38	51.91	54.48
→ # →	現年度分	99.62	99.65	99.75	99.73	99.73
三豊市	過年度分	48.95	57.44	62.21	58.46	68.42
	現年度分	99.65	99.78	99.38	99.75	99.72
土庄町	過年度分	48.83	60.03	60.94	79.64	45.19
小豆自叶	現年度分	99.50	99.79	99.70	99.79	99.77
小豆島町	過年度分	53.47	91.63	70.83	78.35	56.24
	現年度分	99.71	99.41	99.71	99.78	99.82
三木町	過年度分	54.21	12.96	38.02	29.22	12.34
本自吐	現年度分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
直島町	過年度分	_	_	_	_	_
空 夕油町	現年度分	99.26	99.48	99.44	99.37	99.26
宇多津町	過年度分	22.66	40.02	19.50	47.12	61.25
体川町	現年度分	99.48	99.51	99.51	99.61	99.79
綾川町	過年度分	34.97	52.85	64.27	45.70	38.68
表表 (77 mm)	現年度分	99.41	99.79	99.85	99.83	99.83
琴平町	過年度分	52.81	57.63	30.18	31.43	46.50
夕在冲町	現年度分	99.51	99.31	99.57	99.49	99.62
多度津町	過年度分	37.03	35.61	11.55	22.26	19.13
ま)の2 町	現年度分	99.87	99.56	99.91	99.91	99.91
まんのう町	過年度分	92.02	100.00	90.28	98.97	72.17
	過年度分	92.02	100.00	90.28	98.97	72.17

※収納率=収納額÷調定額

(3) 保険料の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額に応じて、保険料を軽減しています。令和3年度の 軽減対象者は、均等割軽減が68.22%となっています。

なお、均等割の軽減特例は令和2年度で終了しました。令和3年度以降、均等割の軽減は2割・ 5割・7割となりました。

【図表3-4 保険料の軽減措置】

			平成29	年度	平成30	年度	令和元	年度	令和2	年度	令和3年度	
	軽減	措置	対象者数 (人)	割 合(%)	対象者数 (人)	割 合 (%)	対象者数 (人)	割 合(%)	対象者数 (人)	割合(%)	対象者数 (人)	割 合 (%)
	2割		12, 982	8. 62	13, 981	9. 18	15, 408	9. 93	16, 233	10. 39	16, 169	10.44
		5割	16, 470	10.94	17, 888	11.74	19, 307	12.45	20, 622	13. 19	20,650	13. 33
	5害	问(被扶養者)	867	0. 57	845	0.55	886	0.57	870	0.56	823	0.54
	7割										59, 325	38. 29
均	1 音1	(被扶養者)									8, 283	5. 34
等	:	8. 5割	32, 248	21. 43	33, 400	21. 93	34, 915	22. 51	36, 114	23. 11		
₹	特例	8.5割(被扶養者)	5, 163	3. 43	5, 053	3.31	4, 958	3. 19	4, 924	3. 15		
割	措置	9割	24, 259	16. 12	23, 931	15.71	23, 490	15. 15	22, 905	14.66		
		9割(被扶養者)	4, 093	2. 72	3, 974	2.61	3, 839	2. 47	3, 619	2. 32		
		被扶養者	7 售	N	5 售	N	5割(2	 上則)	5割(2	炸則)	5割(オ	は則)
		伙1大食名	6,092	4.04	5, 754	3. 77	557	0.35	492	0.31	435	0. 28
	合 計		102, 174	67. 92	104, 826	68. 85	103, 360	66.66	105, 779	67. 69	105, 685	68. 22
			2	N				廃				
	DI 付 刮		19, 042	12.65	_	-	_	_	_	_	-	_
	被 保	険 者 数	150, 429		152, 245		155, 045		156, 249		154, 909	

- 注1) 本表の被保険者数は、各年度に賦課決定を行った人の延べ総数です(資格喪失者を含む)。
- 注 2) 特例措置における 8.5 割軽減については、令和 2 年度は 7.75 割軽減でした。
- 注3)特例措置における9割軽減については、令和元年度は8割軽減、令和2年度は7割軽減でした。

(4) 保険料の減免

災害・失業・低所得などの理由により、保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料を減免できる場合があります。

【図表3-5 年度別保険料減免の実績】

左 莊	申請	実 施			減免額		
年度	件数	件数	災害	疾 病	失業	その他	(円)
平成29年度	4	4	1			3	39,200
平成30年度	15	15	6			9	200,200
令和元年度	2	2	2				42,000
令和2年度	2 7 6 (2 6 9)	2 6 8 (2 6 2)	2		2	2 6 6 (2 6 2)	13,286,700 (12,969,600)
令和3年度	6 5 (5 3)	6 0 (4 8)	4		2	5 4 (4 8)	3,956,300 (3,531,300)

※災 害 — 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、災害等により財産等に著しい損害を 受けた場合

※疾病 一 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡又はその者の心身の重大な障害や、長期 入院等により、その者の総所得金額等が著しく減少した場合

※失業 一 被保険者の属する世帯の世帯主の総所得金額等が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合

※その他 — 被保険者が、刑事施設、労役場、その他これらに準じる施設に拘禁された場合等 ※()内の数値はコロナウィルスの影響による保険料減免の件数です。

4 保健事業の状況

広域連合では、被保険者の健康の保持増進のために、健康診査などの「保健事業」を実施しています。

(1) 健康診査事業

後期高齢者医療制度では、被保険者の健康づくりや生活習慣病の早期発見、介護予防につなげるために健康診査を実施しています。実施に当たっては、広域連合と市町において健康診査委託 契約を締結し、市町が郡市医師会等と連携を図りながら実施しています。

【図表4-1 市町別健康診査実施状況】

	平成 2	9年度	平成3	0年度	令和え	元年度	令和2	2年度	令和 3	3年度
	受診者 数 (人)	受診率 (%)								
全国		28.8	1	28. 9	-	30. 5	-	29.4	1	30. 7
香川県	54, 878	39. 4	55, 439	39. 4	57, 034	40. 1	53, 494	37. 0	53, 400	37. 5
高松市	24, 573	48. 2	24, 812	47. 5	25, 767	48. 5	25, 755	47. 1	25, 124	45. 9
丸亀市	4, 303	32. 6	4, 445	33. 0	4, 574	33. 3	4, 151	27.8	4, 521	30. 5
坂出市	3, 130	36. 2	3, 012	35. 5	2, 845	32. 5	2, 486	28. 3	2, 458	28. 2
善通寺市	1,876	41. 9	1, 797	40. 4	1, 932	40. 0	1, 791	36. 6	1, 710	35. 2
観音寺市	3, 121	31. 6	3, 142	31. 0	3, 291	34. 6	3, 229	35. 1	3, 249	36. 0
さぬき市	2, 220	26. 9	2, 664	32. 2	2, 716	32. 5	2, 713	32. 1	2, 561	30.8
東かがわ市	2, 415	36. 2	2, 491	38. 4	2, 576	37. 4	2, 568	37. 0	2, 189	35. 2
三豊市	3, 509	29. 0	3, 566	29. 6	3, 770	31. 7	2, 262	19. 1	3, 235	29. 1
土庄町	774	29. 1	752	29. 2	762	29. 5	745	28. 6	602	23.6
小豆島町	1, 325	41.8	1, 305	43.8	1, 251	42. 1	1, 199	40. 2	932	33. 3
三木町	1, 488	35. 1	1, 539	35. 9	1, 416	32. 6	1, 329	30. 3	1, 255	29. 1
直島町	140	26. 9	138	29. 4	143	26. 9	123	23. 5	132	26.8
宇多津町	637	39. 3	651	37. 9	695	40. 6	669	38. 3	672	38.0
綾川町	1, 983	50. 9	1,818	44. 0	1, 981	47. 7	1,885	48. 3	1, 907	46. 2
琴平町	639	34. 5	636	34. 8	623	35. 4	542	30.0	563	32.0
多度津町	1, 365	38. 5	1, 359	36. 9	1, 411	39. 4	1, 282	35. 2	1, 272	35. 0
まんのう町	1, 380	37. 8	1, 312	36. 8	1, 281	36. 1	765	23. 6	1, 018	32. 2

注1)対象者は、次のいずれにも該当しない被保険者です。

①病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方

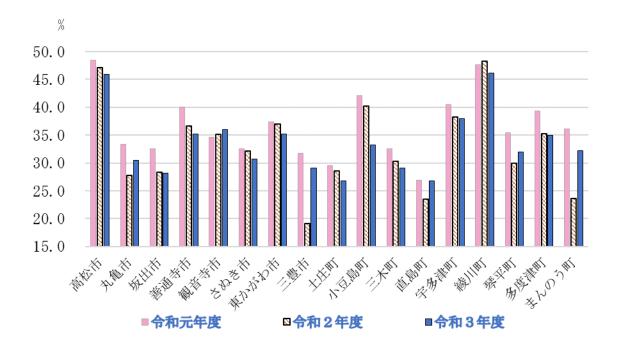
②障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、介護保険施設等への入所・入居している方

注2) 人間ドック受診者分も含みます。

【図表4-2 健康診査実施状況推移】



【図表4-3 市町別健康診査受診率推移】



(2) 歯科健康診査事業

高齢者の健康づくりと虫歯や歯周病のほか、高齢者に多く発生しやすい誤嚥性肺炎などの予防のため、4月1日時点で満75歳・80歳の被保険者を対象として、口腔内の健康診査を実施しています。

【図表4-4 市町別歯科健康診査実施状況】

		令和3年度				
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	受診者数 (人)
香川県	19. 1	17. 7	19. 6	20.8	19. 9	3, 558
高松市	19. 4	17. 2	20. 5	21.9	20.9	1, 517
丸亀市	19. 1	18.9	20.0	21.6	20. 5	384
坂出市	15. 7	15. 5	19. 5	19. 5	18. 4	195
善通寺市	21.7	25. 5	27. 2	28. 3	24.8	144
観音寺市	19. 7	21. 4	19. 1	20.6	21. 3	254
さぬき市	15.8	15. 9	17.8	20. 3	18.8	193
東かがわ市	23. 7	15. 0	18. 7	18. 2	17. 2	131
三豊市	19.8	19. 9	18. 3	19. 6	19. 0	240
土庄町	16. 3	14. 1	10. 9	14.8	9. 9	32
小豆島町	-	_	_	20.4	17. 3	55
三木町	17.8	17. 6	17. 6	19. 1	16. 9	80
直島町	18.3	_	_	-	7. 7	5
宇多津町	22. 2	17. 9	16. 9	12. 7	20. 7	44
綾川町	19. 4	12.8	17. 2	20. 5	17. 6	86
琴平町	23.6	16.8	20. 9	15. 4	19. 9	42
多度津町	16.8	17. 4	19. 4	17. 7	20. 3	92
まんのう町	_	_	-	_	17.8	64

注1) 平成30年度までは、訪問歯科健康診査分を含みます。

(3)長寿・健康増進事業

高齢者の健康づくりのため、市町が地域特性や効果に配慮して実施する事業に対し助成を行い、 高齢者の健康増進活動を推進しています。

【図表4-5 市町別長寿・健康増進事業実施状況】

	健康教育·健康相 談等	その他、健康増進に 資する事業	内容
高松市	•	•	一般介護予防教室参加勧奨 健康診査情報提供用リーフレット作成 健康診査未受診者受診勧奨
小豆島町	•		健康教室開催

注2) 令和元年度からは、対象者を75歳・80歳に拡大しています。

(4) 生活習慣病重症化予防事業

① 糖尿病重症化予防事業

平成28年度から、糖尿病の重症化予防を目的に、KKDA(香川国保データ分析システム)を活用し、健康診査で検査結果(HbA1c)が高かった被保険者のうち、治療中断が疑われる人に対し、再受診勧奨を行う事業を実施しています。受診の結果、医師が保健指導を必要と判断した対象者に、広域連合が市町と連携を取り、個別の保健指導を実施し、結果を該当する医療機関や市町へ提供しています。

【図表4-6 糖尿病重症化予防実施状況】

	対象者数	再受診者数	再受診率	要指導者数	保健指導 実施者
平成 28 年度	28	20	71. 4	6	6
平成 29 年度	43	39	90. 7	4	3
平成 30 年度	25	25	100.0	3	2
令和元年度	30	25	83. 3	4	3
令和2年度	3	2	66. 7	3	2
令和3年度	2	1	50.0	1	1

注) 令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施で実施市町以外の市町分を 計上しています。

② 高血圧重症化予防事業

(対象者)

令和2年度健康診査受診者のうち、血圧値が受診勧奨値で、かつ令和2・3年度にレセプトのない75歳~79歳までの人(HbA1c 高値の人及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施等での支援者は除く)114名

(実施内容)

対象者に受診勧奨通知し、返信ハガキで訪問の了解が取れた 11 名に、訪問等による生活指導・受診勧奨を実施しました。

(5) 服薬指導事業

後期高齢者は、加齢等により慢性疾患の有病率が高くなり、複数の医療機関を受診し、服用する薬が多くなる傾向があります。このことから、薬の飲み忘れや多剤服用による副作用等のリスクを防止する目的で、薬剤師による服薬指導事業を、平成29年度から実施しています。

【図表4-7 市町別服薬指導事業実施状況】

(人)

市町名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高 松 市	3 0	2 9	3 2	1 3 1	2 4
丸 亀 市	8	1 1	1 1	3 8	1 6
坂 出 市	4	4	3	2 0	4
善通寺市	2	1	1	1 9	7
観音寺市	5	6	6	1 5	5
さぬき市	3	1	2	3 6	7
東かがわ市	5	5	3	3 3	5
三 豊 市	2	2	3	2 6	1 0
土 庄 町	0	1	1	3	0
小豆島町	2	1	1	2	0
三 木 町	2	2	0	1 3	4
直島町	0	0	0	1	0
宇多津町	1	0	2	6	4
綾川町	2	3	3	6	2
琴平町	2	3	0	9	4
多度津町	2	1	1	9	0
まんのう町	2	1	2	1 1	7
合 計	7 2	7 1	7 1	3 7 8	9 9

注) 令和元年度までは訪問指導のみ実施し、令和2年度からは来局相談と訪問指導を実施しています。

5 医療費適正化事業の状況

広域連合では、医療費通知やレセプト点検などのほか、「医療費の適正化に向けた事業」を実施 しています。

(1) 医療費通知の送付

被保険者の健康に対する認識を深め、医療機関の適正な受診や医療費への関心を高めてもらう とともに受診内容を確認していただくため、医療機関でかかった医療費の総額や受診日数、医療 機関の名称などを記載した「医療費のお知らせ」を通知しています。

【発送時期】年1回(令和4年1月)

【発送通数】 176,113 通 ※令和3年度実績

(2) レセプト点検

療養給付費・療養費の適正化を図るため、レセプト内容、資格点検及び内容点検等の点検を実施しています。

【図表5-1 年度別レセプト点検の状況】

年 度	総点検件数	資格点榜	分の返戻決定	内容点検の過誤調整		
平 及	(件)	件数(件) 金額(円)		件数(件)	金額(円)	
平成 29 年度	4,426,181	5,180	47,197,550	14,800	27,429,523	
平成 30 年度	4,494,889	4,750	39,741,752	13,263	23,632,398	
令和元年度	4,593,839	4,733	41,683,670	12,721	27,937,917	
令和2年度	4,393,112	4,656	44,391,200	9,490	22,295,478	
令和3年度	4,474,422	4,333	39,134,212	8,416	17,589,641	

※上記は、レセプトの内容審査を実施したもの。

「資格点検」・・・保険者や負担割合等の資格情報を点検したもの。

「返戻決定」・・・資格点検の結果、医療機関に返戻したもの。

「内容点検」・・・縦覧点検(当月分の医科・歯科レセプトと過去複数月のレセプトとの比較等) や突合点検(医科・歯科レセプトと調剤レセプトを突合)等を点検したもの。

「過誤調整」・・・内容点検の結果、疑義が生じた事案で、過誤額(点数の減点や返戻されたレセプトの金額)が決定した際、各医療機関に支払われる診療報酬と当該過誤分を調整したもの。

(3) ジェネリック医薬品の利用差額通知

被保険者の医療費負担の軽減及び医療保険財政の改善を目的に、服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知や、ジェネリック医薬品希望カードケースの配布などを通じ、ジェネリック医薬品の利用促進を図っています。

【通知時期】 年2回(令和3年8月・令和4年1月)

【抽出対象】 ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代が300円以上の差額がでる 可能性のある被保険者

【通知数及び軽減効果額等】 令和3年度分通知数 4,008通

 軽減効果額
 520,185円

 使用率
 11.8%

注1)使用率:差額通知作成対象者が、後発医薬品に切り替えた率(令和4年4月診査分)

注2) 軽減効果額:差額通知対象者が、差額通知対象薬剤をジェネリックに切り替え

たことによる軽減効果額(令和4年4月審査分)

(参 考)

【図表5-2 後発(ジェネリック)医薬品使用割合(数量シェア)の推移】

	香川県後期高齢者医療広域連合	全保険者平均
令和元年度(令和2年3月診療分)	74.5%	77.4%
令和2年度(令和3年3月診療分)	76.6%	79.2%
令和3年度(令和4年3月診療分)	77.0%	79.3%

出典: 厚生労働省「医療費に関するデータの見える化について、保険者別の後発医薬品の使用割合」より、各年度2回公開されているものの内、3月診療分。

- 注1)数量シェア=後発医薬品の数量÷(後発医薬品がある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量)
- 注2)「抽出対象のレセプト」: 医科入院、DPC (出来高払い部分は対象。包括払い部分は 対象外)、医科入院外、歯科、調剤

(4) 重複·頻回受診者訪問指導事業

レセプト情報から、重複受診者・頻回受診者を抽出し、保健師等が訪問により、対象者に受診 方法の改善や健康管理に関する生活指導を実施し、医療費の適正化や疾病の重症化の予防を図る ものです。

【抽出対象被保険者】

重複受診・・・3か月連続して同一の傷病で3か所以上の医療機関を受診(H29・30)

3か月連続して同一の傷病で2か所以上の医療機関を受診(R1~)

頻回受診・・・3か月連続して同一傷病で15日以上受診

【図表 5 - 3 年度別重複·頻回受診者訪問指導実施状況】

	延訪問人数 (人)	改善割合 (%)	1人当たり効果額 (円/月)
平成29年度	186	53. 2	4, 627
平成30年度	149	47. 7	9, 016
令和元年度	172	54. 1	20, 385
令和2年度	116	59. 5	80, 606
令和3年度	83	56. 6	37, 294

[※]令和元年度より前年度訪問対象者を除外しています。

※効果額:改善により抽出対象に該当しなくなった人、及び何らかの改善が見られた人の減額 した医療費を訪問前後で比較したものです。

(5) 医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業

医療機関の適正受診等に関する啓発情報や、健康情報を掲載したパンフレット等を作成し、市町に配布等を行いました。

医療費適正化啓発パンフレット11,000部フレイル対策クリアファイル22,000部フレイル啓発用リーフレット20,000部

6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の状況

高齢者の心身の多様な課題にきめ細かく対応するため、後期高齢者の保健事業を市町に委託し、 国民健康保険の保健事業や介護予防と一体的に実施しています。

本事業は、市町に配置された企画・調整等を行う医療専門職による、国保データベース(KDB)システム等を活用した地域の健康課題の整理・分析に基づき、地域を担当する医療専門職がハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチを行っています。

(1) 取組市町

取組開始年月	市町名
令和2年度~	善通寺市、土庄町、小豆島町、直島町、高松市
令和3年度~	坂出市、さぬき市、まんのう町
令和4年度~	三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町

(2) ハイリスクアプローチの取組内容

低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防を行うための相談・指導、重複頻回受診者等への相談・ 指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を行っています。

	高松市	坂出市	善通寺 市	さぬき 市	土庄町	小豆島 町	直島町	まんの う町
低栄養		•				•		
口腔						•		
服薬								
重症化予防 (糖尿病性腎症)	•	•	•	•	•	•		•
重症化予防(その他の 生活習慣病)	•		•				•	
重複・頻回受診			•					
健康状態不明者		•	•	•	•		•	

(3) ポピュレーションアプローチの取組内容

通いの場等において、地域の健康課題をもとに、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施しています。また、フレイル状態にある高齢者等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導等の支援を行っています。

	高松市	坂出市	善通寺 市	さぬき 市	土庄町	小豆島 町	直島町	まんの う町
健康教育・健康相談	•	•	•	•	•	•	•	•
フレイル状態の把握	•	•	•	•	•		•	•
気軽に相談が行える環 境づくり		•				•	•	

香川県後期高齢者医療広域連合広域計画に定める基本方針の項目について、事業目標を定めています。

NO		基本方針の項目	目標指標	目標値 R3年度	実績値 R3年度	目標値 R4年度
I	I 事務の効率化・適正化					
	1	職員数の適正化	第3次職員適正化計画(派遣職員数)	2 2名	2 2 名	2 2 名
П	健全	な財政運営				
	1 保険料収納率の向上		現年度分収納率 ※1	99. 70%	99. 55%	99. 72%
			過年度分収納率 ※1	54. 91%	41. 29%	59. 29%
Ш	医療	費適正化の推進				
	1	後発医薬品 (ジェネリッ ク医薬品) の使用促進	後発医薬品使用率 ※2	76.6%以上	77.0%	77.0%以上
	2	重複・頻回受診者への訪 問指導	受診行動の改善した割合 ※2	59.5%以上	56.6%	56.6%以上
IV	IV 健康づくり推進					
	1	健康診査事業の受診率 向上	受 診 率 ※2	40.9%以上	37.5%	41.3%以上
	2	歯科健康診査事業の受 診率向上	受 診 率 ※2	21.16%以上	19.85%	21.16%以上

^{※1} 各市町から提出された目標値を参考に、広域連合にて設定した目標値

^{※2} 第2期データヘルス計画目標値(令和2年度中間評価)